平成２８年（フ）第９２７号
京都市中京区四条通大宮西入錦大宮町130番地　メゾンドール四条大宮　607号室、前住所滋賀県草津市草津３丁目５番15号　遍照寺内
債務者　堀川瑠奈こと　白名　雅子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第９４６号
京都市伏見区久我東町201番地１　久我の杜市営住宅３棟302号、前住所京都市南区東九条松田町６番地35
債務者　宮崎サチ子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１７６号
奈良市東九条町1418番地の６
債務者　梶田　一彦
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２４７号
奈良県生駒郡斑鳩町龍田１丁目６番11号
債務者　矢井田好美
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５０号
奈良市青山３丁目１番地５―202号
債務者　岩田　栄伸
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２５７号
奈良県桜井市大字巻野内212番地の３
債務者　辰巳　弘子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７１号
奈良県生駒郡三郷町立野南３丁目24番７号（202号室）
債務者　河田　小波
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２７６号
奈良市左京３丁目16番地の20
債務者　矢倉　秀敏
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８５号
奈良県生駒郡安堵町大字笠目756番地　安藤第一ハイツ105号
債務者　町田　瑞樹
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２８７号
奈良県生駒市辻町235番地１　グレースコーポ302
債務者　菅　夏菜恵
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第２９０号
奈良県天理市田町139番地１　ジェルメ206号室
債務者　勝又ひふみ（旧姓細川・鈴木）
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２６号
鳥取県米子市新開１丁目７番17号　９号、前住所鳥取県米子市皆生新田３丁目20番14号
債務者　遠藤　身幸
1　決定年月日時　平成28年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第６９号
広島県三原市和田３丁目24番８―402号、旧住所愛知県あま市下萱津平島69番地　Ｐ＆Ｋハウス２－Ｃ号
債務者　佐藤　眞美
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２５０号
愛媛県松山市枝松５丁目３番31号　ビージョイマンション５号館402号
債務者　富岡久美子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２５７号
愛媛県松山市東垣生町255番地１　ヴィラＮ301号
債務者　石原　祐実
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２６８号
愛媛県松山市木屋町３丁目10番地26　木屋町マンション301号
債務者　和泉　則子
1　決定年月日時　平成28年10月14日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２０７号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀615番地10、前住所佐賀県鳥栖市大正町820番地12　ＩＴ鳥栖ビル601
債務者　田中　マリ（旧姓筒井）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係